

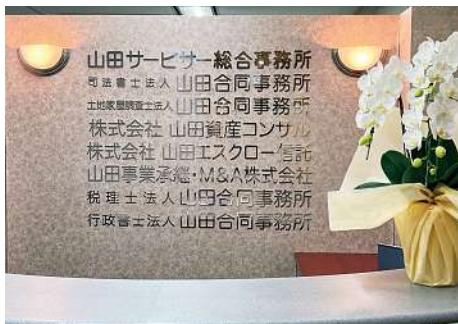
サービスナーは、金融機関等から債権を譲り受け、または投資家等の債権者から業務を受託して、債権管理回収業務を行っている。近時は当社が注力している事業再開です。

当社は、1999年2月に施行された「債権管理回収業に関する特別措置法」(サービスナー法)に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社(サービスナー)である。

サービスナー法は、不良債権処理等を促進するため弁護士法の特例として「特定金銭債権」(金融機関等が有する貸付債権など)について適正な管理回収を行うことを目的としている。2024年3月1日現在、わが国には出資母体別に、銀行系、ノンバンク系、不動産系等72社のサービスナーがあり、当社は独立系、かつ唯一の上場会社である。

サービスナーは、金融機関等から債権を譲り受け、または金融機関、投資家等の債権者から業務を受託して、債権管理回収業務を行っている。

る。



横浜本社には山田グループ各社が集結し、ワンストップサービスを提供する



株式会社山田債権回収管理総合事務所
(山田サービスナー総合事務所)

- 資 本 金 : 10億8,450万円
- 設 立 : 1981年10月
- 従 業 員 数 : 単体262人、グループ331人
(2024年3月31日現在)
- 本社所在地 : 〒220-0004
神奈川県横浜市西区北幸1-11-15
横浜STビル18階
- 事 業 内 容 : 特定金銭債権の管理回収業、労働者派遣事業
- U R L : <https://www.yamada-servicer.co.jp/>

当社は、司法書士法人山田合同事務所を中心とする「山田グループ」の一員であり、不動産・債権に関するワンストップサービスの提供をビジネスモデルとしている。グループは当社のほか信託会社等で構成され、弁護士、税理士等各種専門家とのネットワークを有している。

2024年4月に相続登記の義務化がスタートしたが、不動産登記・商業登記等を通して培った幅広い顧客基盤はグループ力の源泉である。グループが注力している分野には相続関連業務もあり、山田エスクロー信託は国内83の金融機関と業務提携している。

こうしたタイミングで経団連に参加させていただいたご縁を感じながら、しっかりと社会に貢献してまいりたいと存じます。

MESSAGE

山田晃久
やまだ あきひさ
社長



**ポストコロナにおける
サービスナーへの期待を胸に**